

みんなのあんしん

令和7年4月制度改正対応版

介護保険

わかりやすい
利用の手引き

もくじ

しくみと加入者

介護保険のしくみ 2

サービス利用の手順

サービス利用の流れ① 4

要介護認定の流れ 4

サービス利用の流れ② 6

介護サービス【要介護1～5の方へ】

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす 8

施設サービスの種類と費用のめやす 12

介護予防サービス【要支援1・2の方へ】

介護予防サービスの種類と費用のめやす 13

地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス 16

福祉用具貸与・購入、住宅改修

生活環境を整えるサービス 18

地域支援事業(総合事業)

総合事業 自分らしい生活を続けるために 20

費用の支払い

自己負担限度額と負担の軽減 23

介護保険料の決まり方・納め方

社会全体で介護保険を支えています 26

富士見市の事業所一覧

富士見市内の居宅介護支援事業所一覧 30

富士見市内の小規模多機能型居宅介護事業所一覧 30

富士見市内の介護保険サービス提供事業所 31

富士見市の高齢者あんしん相談センター一覧 32



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



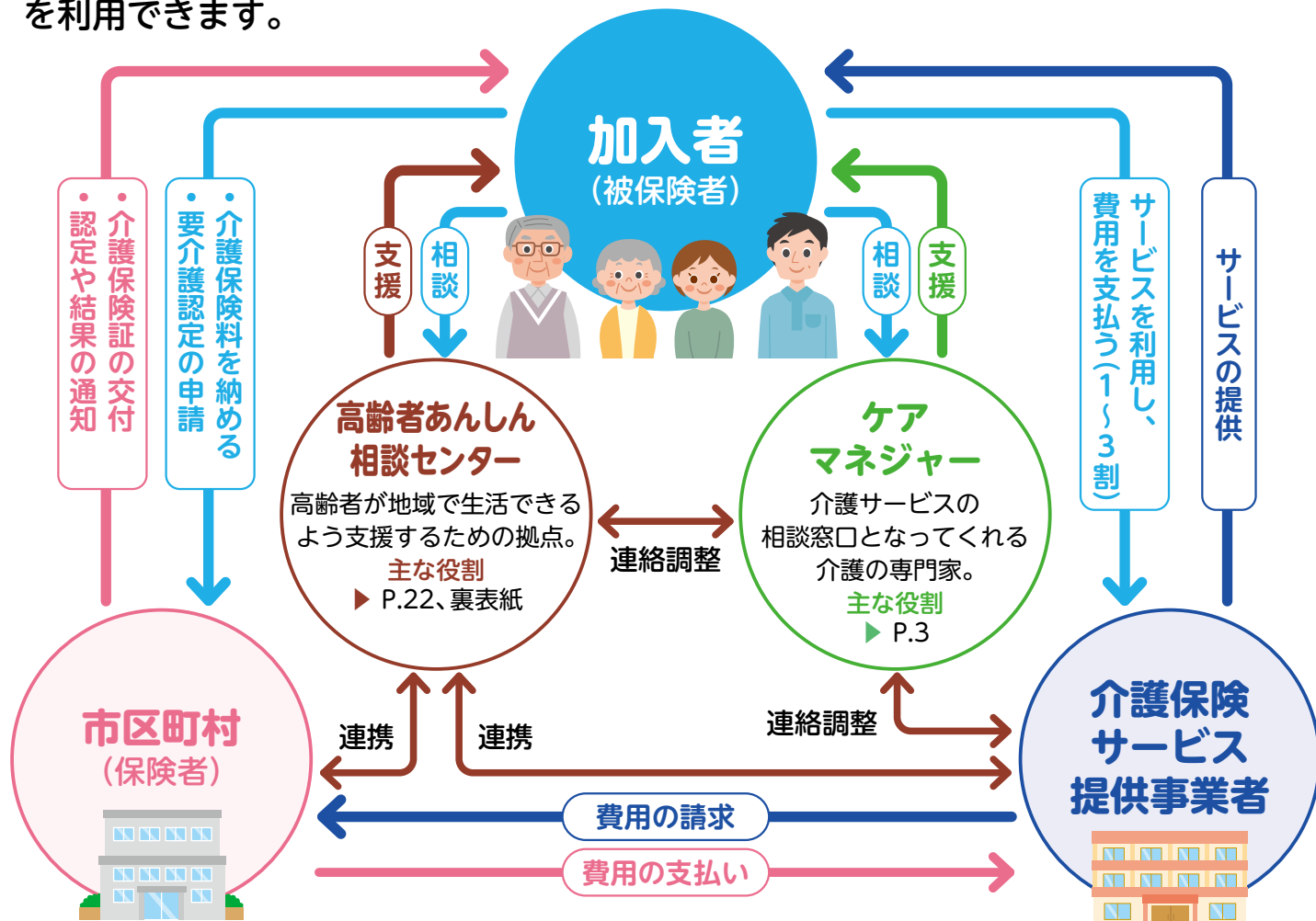
富士見市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

富士見市



介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。市区町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。



● 加入者（被保険者）は年齢により2つに分けられます

65歳以上の方 (第1号被保険者)



【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。

(▶ 要介護認定 4～5 ページ)

※ 65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。
ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。

40～64歳の方 (第2号被保険者)



【介護保険を利用できる方】

介護保険の対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた方。
交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

40～64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気(特定疾病)

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険証

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。

大切に
保管しま
しょう。

交付対象者

- 【65歳以上の方】**
- 1人に1枚交付されます。
 - 65歳になる月（誕生日が1日の方は前月）に交付されます。
- 【40～64歳の方】**
- 要介護認定を受けた方に交付されます。

必要なとき

- ・要介護認定の申請をするとき（65歳以上の方）
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき など

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	〇〇市町村 市町村印

負担割合証

介護保険サービス等を利用するときの負担割合（1～3割）が記載されています。

大切に
保管しま
しょう。

交付対象者

要介護認定を受けた方、事業対象者に交付されます。

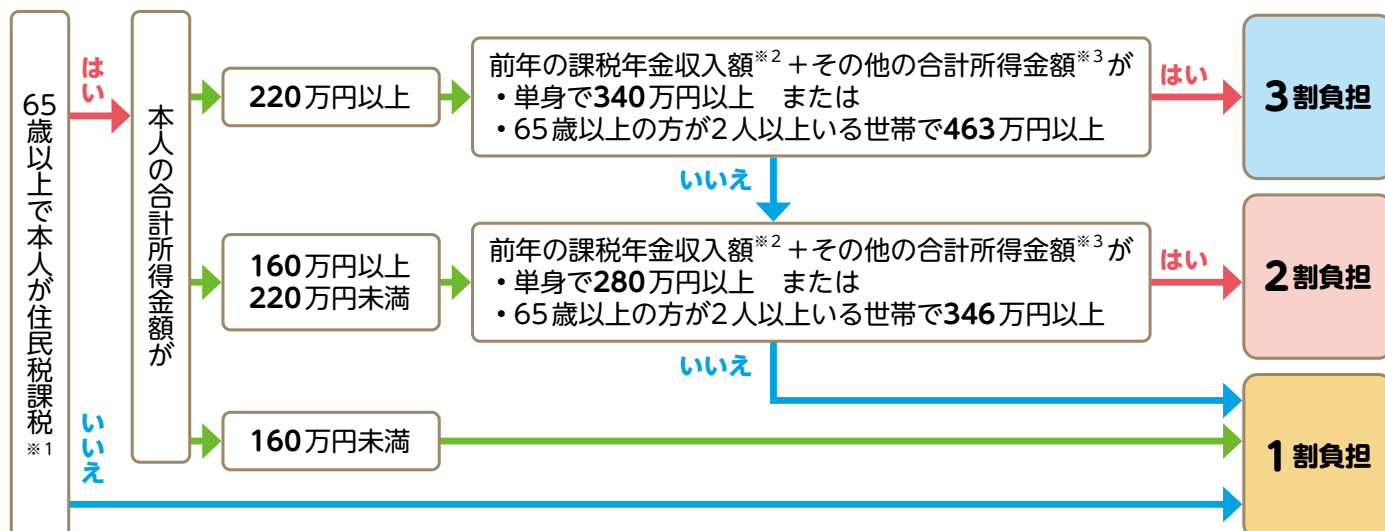
必要なとき

介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】1年間（8月1日～翌年7月31日）

負担割合
（1～3割）が
記載されます。

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
番号	
住所	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用負担割合	適用期間 年 月 日
開始年月日	年 月 日
終了年月日	年 月 日
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	〇〇市町村 市町村印

介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



※1 40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

※2 所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金収入

※3 地方税法第292条第1項第13号の合計所得金額から公的年金収入に係る雑所得の額を控除した額。

判定に用いる合計所得金額は、給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計（租税特別措置法第41条の3の第2項の規定による所得金額調整控除適用後の額）から10万円を控除した額（控除後の給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計が0円を下回る場合、当該所得の合計は0円とします）を給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額として算定します。

「ケアマネジャー」とはどんな人？

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

サービス利用の流れ①



1 | 相談する



富士見市の窓口または高齢者あんしん相談センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 | 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

- ▶ 介護サービスが必要
- ▶ 住宅改修が必要 など

- ▶ 生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない など

- ▶ 介護予防に取り組みたい など

認定

要介護認定を受ける

要介護認定の申請

要介護認定(調査～判定)

富士見市の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。(▶ 下記参照)

認定

☑ 基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。
(基本チェックリスト▶ 20ページ)

サービス・活動事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。



認定

要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、

1 要介護認定の申請

申請の窓口は富士見市役所の高齢者福祉課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

・高齢者あんしん相談センター ・居宅介護支援事業者 ・介護保険施設

申請に必要なもの

- ☑ 申請書 窓口においてあります。
- ☑ 介護保険証
- ☑ マイナンバーと身元確認書類

※ 40～64歳の方は、「医療保険の資格情報画面(マイナポータルからダウンロード)」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「有効な健康保険の保険証」いずれかの提示が必要な場合があります。

電子申請でも受け付けています



申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

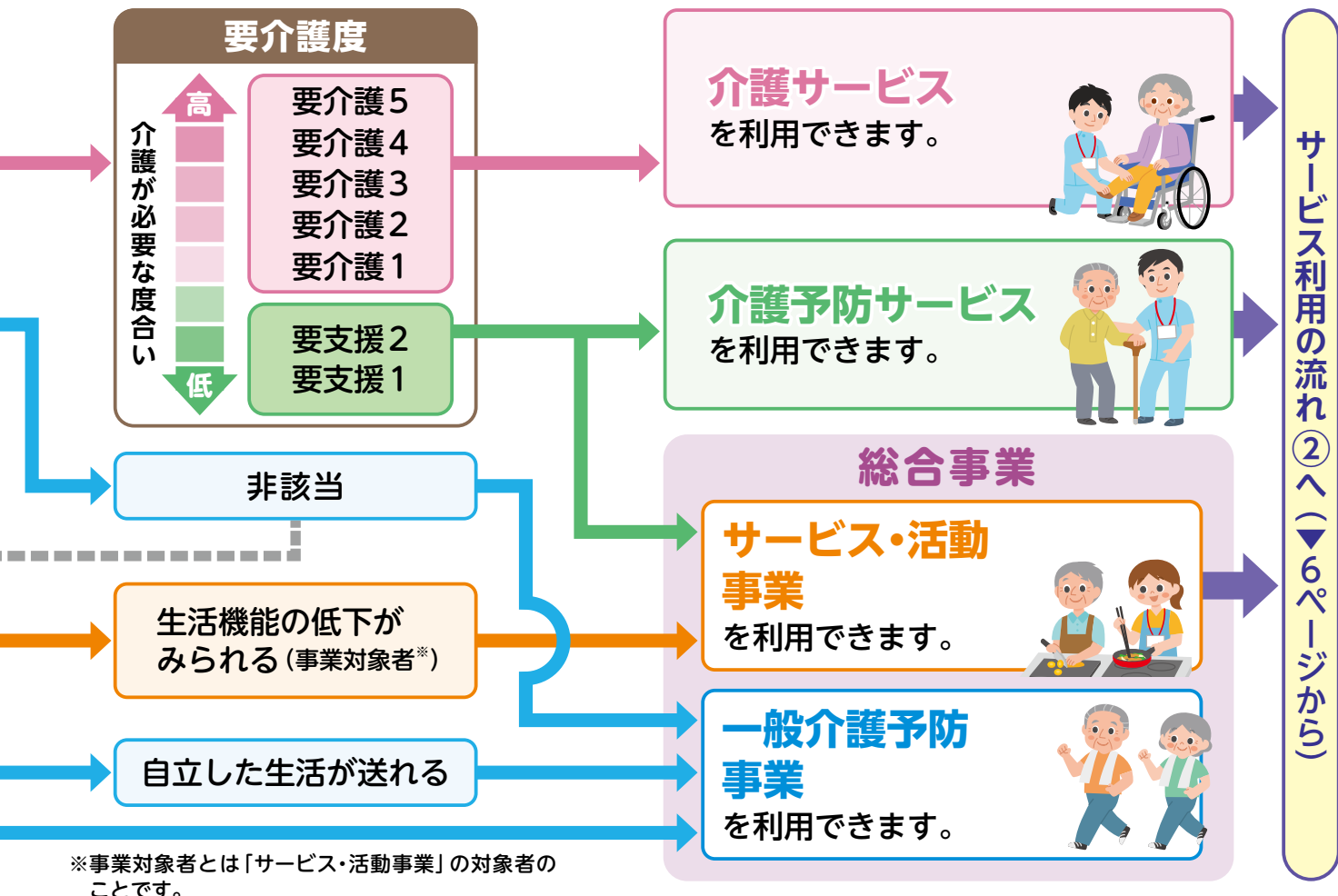
介護サービスや介護予防サービス、サービス・活動事業を利用するには、まずは、富士見市の窓口や高齢者あんしん相談センターに相談しましょう。

3 | 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

4 | 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。



サービス利用の手順

要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

2 要介護認定 (調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い (要介護度) が決まります。



訪問調査

富士見市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。

主治医の意見書

富士見市の依頼により主治医が意見書を作成。
※主治医のいない方は市にご相談ください。

一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行う。

二次判定 (認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。

サービス利用の流れ②

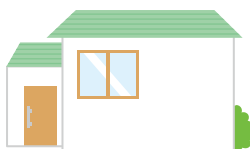


ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。

サービス利用の手順

要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい



1 ケアマネジャーを選ぶ

30ページの居宅介護事業所一覧のなかから居宅介護支援事業者(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。

▶ 居宅介護支援P.8

2 ケアプラン※1を作成する

担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



介護保険施設へ入所したい



1 介護保険施設を選ぶ

見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

2 ケアプラン※1を作成する

入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

要支援1・2の方

1 高齢者あんしん相談センター等に連絡する

高齢者あんしん相談センターまたは居宅介護支援事業者に連絡します。



2 介護予防ケアプラン※1を作成する

高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

▶ 介護予防支援 P.13



事業対象者

1 高齢者あんしん相談センターに連絡する

高齢者あんしん相談センターに連絡します。

2 ケアプラン※1を作成する

高齢者あんしん相談センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。
また、要支援1・2と認定された方および事業対象者は高齢者あんしん相談センター等に連絡します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※²します。
ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。

介護サービスの種類

居宅サービス

- 訪問サービス…▶ P.9・10
- 施設に通う……▶ P.10
- 短期間施設に泊まる……▶ P.11
- 施設に入所して利用する……▶ P.11
- 生活環境を整える……▶ P.18・19

地域密着型サービス

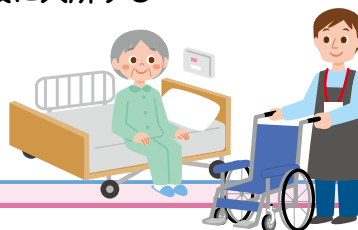
- 訪問サービス……▶ P.16
- 認知症の方向け……▶ P.16
- 施設に通う……▶ P.16
- 通いを中心とした複合サービス……▶ P.17
- 施設に入所して利用する……▶ P.17

3 サービスを利用する

ケアプランにそって**施設サービス**を利用します。

施設サービス

- 介護保険施設に入所する……▶ P.12



3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※²します。
介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**および**サービス・活動事業**を利用します。

介護予防サービスの種類

介護予防サービス

- 訪問サービス…▶ P.13・14
- 施設に通う……▶ P.14
- 短期間施設に泊まる……▶ P.15
- 施設に入所して利用する……▶ P.15
- 生活環境を整える……▶ P.18・19

地域密着型介護予防サービス

- 認知症の方向け……▶ P.16
- 通いを中心とした複合サービス……▶ P.17

サービス・活動事業

- 訪問サービス…▶ P.21
- 施設に通う……▶ P.21

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※²します。
ケアプランにそって**サービス・活動事業**を利用します。

サービス・活動事業

- 訪問サービス…▶ P.21
- 施設に通う……▶ P.21



※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす



ケアプランの作成・サービス利用についての相談

介護サービス

要介護1～5

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。
(全額を介護保険で負担します)



ケアプランの作成例(要介護1の方の例)

要望 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護		訪問介護		 通所 リハビリ	訪問介護	
午後	 訪問介護	通所介護					

足の筋力回復のための機能訓練を行う。
外出することがよい気分転換にも。

家の中で転ばないため、
日常動作のリハビリ。



納得のいく
ケアプラン
のために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.3参照)

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。
これらのサービスのなかから、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。
地域密着型サービスについて▶16・17ページ。

日常生活の手助けを受ける

要介護1～5

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



介護サービス

自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20分～30分未満	255円
	30分～1時間未満	404円
生活援助 中心	20分～45分未満	187円
	45分以上	230円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)	101円
-------------	------

〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 来客の応対
- 模様替え
- 洗車 など

※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受けることができます。
希望するときは、ケアマネジャーやサービス提供事業者にご相談しましょう。



自宅を訪問してもらう

要介護1～5

訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	1,320円
----	--------

要介護1～5

訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でのリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	319円
----	------

※自己負担のめやすは6級地(富士見市)のものです。実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。



お医者さんの指導のもとでの助言・管理

要介護1～5

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

要介護1～5

訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	416円
	30分～1時間未満	599円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	491円
	30分～1時間未満	858円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



施設に通う

通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	676円	要介護4	1,051円
要介護2	798円	要介護5	1,179円
要介護3	925円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 58円／1日
- ・栄養改善 205円／1回
- ・口腔機能向上 154円／1回 など

通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。



自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	788円	要介護4	1,255円
要介護2	933円	要介護5	1,425円
要介護3	1,081円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・栄養改善 207円／1回
- ・口腔機能向上 154円／1回 など

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。

例えば、障がい福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障がいをお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等

短期間施設に泊まる

要介護1～5

短期入所生活介護 【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	728円	623円	623円
要介護 2	798円	695円	695円
要介護 3	875円	770円	770円
要介護 4	949円	842円	842円
要介護 5	1,020円	914円	914円

要介護1～5

短期入所療養介護 【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	859円	774円	853円
要介護 2	907円	823円	904円
要介護 3	974円	888円	970円
要介護 4	1,030円	943円	1,024円
要介護 5	1,085円	998円	1,081円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

居室(部屋のタイプ) について	ユニット型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設している個室
	ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋
	従来型個室	リビングスペースを併設していない個室
	多床室	定員2人以上の相部屋

施設に入っている方が利用する介護サービス

要介護1～5

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの
自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)の場合】

要介護 1	557円	要介護 4	764円
要介護 2	626円	要介護 5	835円
要介護 3	698円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

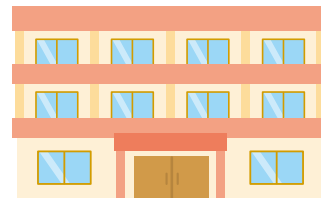


その他のサービス

▶ 地域密着型サービス 16・17ページ

▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 18・19ページ

施設サービスの種類と費用のめやす



介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。
介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。
入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。



生活介護が中心の施設

要介護3～5

介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護3	25,111円	22,553円	22,553円
要介護4	27,298円	24,710円	24,710円
要介護5	29,424円	26,836円	26,836円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。



介護やリハビリが中心の施設

要介護1～5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	24,710円	22,091円	24,433円
要介護2	26,127円	23,508円	25,973円
要介護3	28,130円	25,511円	27,975円
要介護4	29,824円	27,206円	27,976円
要介護5	31,365円	28,715円	31,180円



長期療養の機能を備えた施設

要介護1～5

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	26,189円	22,214円	25,665円
要介護2	29,578円	25,634円	29,054円
要介護3	36,942円	32,967円	36,418円
要介護4	40,053円	36,110円	39,530円
要介護5	42,888円	38,913円	42,364円

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(ユニット型個室、従来型個室、多床室などの違いについて▶P.11 参照)

※施設サービス費のめやすは令和7年1月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。
できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、生きいきとした生活を送れるよう支援します。

地域密着型サービスについて▶16・17ページ。



介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

要支援1・2

介護予防支援

高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

介護予防ケアプランの作成および相談は**無料**です。
(全額を介護保険で負担します)



介護予防サービス



自宅を訪問してもらう

要支援1・2

介護予防訪問入浴介護

浴室がない場合や浴室の利用が難しい場合に入浴のお手伝いのサービスを受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	892円
----	------

要支援1・2

介護予防訪問リハビリテーション

専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	308円
----	------

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

- 実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.3参照)
※自己負担のめやすは6級地(富士見市)のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。
- ※自己負担のめやすは令和7年1月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。



お医者さんの指導のもとでの助言・管理

要支援1・2

介護予防 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

要支援1・2

介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。



自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	398円
	30分～1時間未満	577円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	470円
	30分～1時間未満	828円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



施設に通う

要支援1・2

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援1	2,343円	要支援2	4,368円
------	--------	------	--------

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

・栄養改善 207円/月
・口腔機能向上 155円/月 など

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。



介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができるのです。



短期間施設に泊まる

要支援1・2 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	547円	466円	466円
要支援 2	678円	580円	580円

要支援1・2 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	641円	595円	630円
要支援 2	811円	746円	795円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

施設に入っている方が利用する介護サービス

要支援1・2 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)の場合】

要支援 1	188円	要支援 2	322円
-------	------	-------	------

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



その他のサービス	▶ 地域密着型サービス	16・17ページ
	▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修	18・19ページ

住み慣れた地域で受けるサービス



24時間対応の訪問サービス

要介護1～5

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用	夜間のみ利用
要介護 1	5,675円	8,280円	基本対応 1,031円
要介護 2	10,129円	12,935円	
要介護 3	16,818円	19,744円	
要介護 4	21,275円	24,339円	
要介護 5	25,729円	29,487円	

※要支援の方は利用できません。



夜間の訪問サービス

要介護1～5

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。



自己負担(1割)のめやす
【基本対応の場合】

1カ月	1,031円
-----	--------

※要支援の方は利用できません。
※令和7年6月1日現在、富士見市にはサービスの提供事業所はありません。



認知症の方向けのサービス

要介護1～5

要支援1・2

認知症対応型通所介護

(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす【7～8時間未満の利用の場合】

要支援 1	890円	要介護 3	1,250円
要支援 2	993円	要介護 4	1,363円
要介護 1	1,027円	要介護 5	1,474円
要介護 2	1,139円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

要介護1～5

要支援2

認知症対応型共同生活介護

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

【グループホーム】

認知症と診断された方が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	774円	要介護 3	839円
要介護 1	778円	要介護 4	856円
要介護 2	814円	要介護 5	873円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援1の方は利用できません。



小規模な施設の通所介護サービス

要介護1～5

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす

【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	774円	要介護 4	1,204円
要介護 2	914円	要介護 5	1,348円
要介護 3	1,060円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。（サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります）

※基本的には利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。



通い・訪問・泊まりなどを組み合わせた複合的なサービス

要介護1～5

要支援1・2

小規模多機能型居宅介護

（介護予防小規模多機能型居宅介護）

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援 1	3,564円	要介護 3	23,097円
要支援 2	7,202円	要介護 4	25,492円
要介護 1	10,804円	要介護 5	28,107円
要介護 2	15,878円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

要介護1～5

看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護 1	12,858円	要介護 4	28,683円
要介護 2	17,990円	要介護 5	32,445円
要介護 3	25,289円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

※令和7年6月1日現在、富士見市にはサービスの提供事業所はありません。



地域の小規模な施設に入所して受ける介護サービス

要介護3～5

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。



1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	851円	766円	766円
要介護 4	926円	839円	839円
要介護 5	998円	911円	911円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

要介護1～5

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護 1	561円	要介護 4	771円
要介護 2	631円	要介護 5	843円
要介護 3	704円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

※令和7年6月1日現在、富士見市にはサービスの提供事業所はありません。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。（▶P.3参照）

実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。

※自己負担のめやすは令和7年1月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

生活環境を整えるサービス



自立した生活を送るための福祉用具を借りる



福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。要介護度によって利用できる用具が異なります。

- = 利用できる。
 × = 原則として利用できない。
 ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり(工事をともなわないもの) ・スロープ(工事をともなわないもの)	○	○	○
・歩行器 ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等)	×	○	○
・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具	×	○	○
・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器		○	○
・移動用リフト			○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。
 ※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を説明することが義務付けられています。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。



福祉用具を買う

申請が必要です

要介護1～5

要支援1・2

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- ・自動排せつ処理装置の交換部品
- ・排せつ予測支援機器 ・簡易浴槽
- ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- ・固定用スロープ ・歩行器(歩行車を除く)
- ・歩行補助つえ(カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。)



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。
(毎年4月1日から1年間)

貸与と購入を選択できます。

都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

※特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)及び居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)では、受領委任払いを利用できる場合がありますので、希望する場合はケアマネジャー等に確認しましょう。



より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に
申請が必要です

要介護1～5

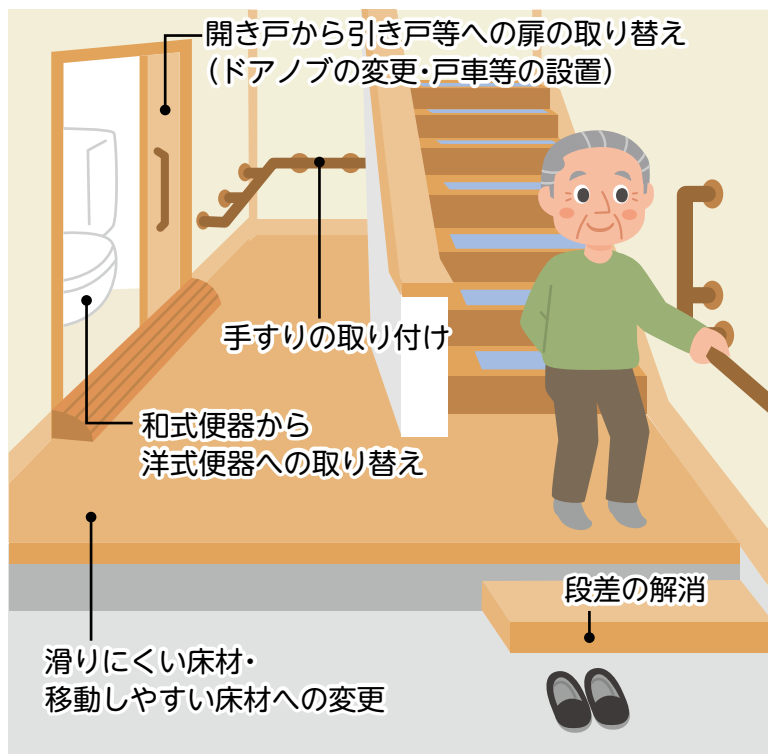
要支援1・2

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。

(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうか、あらかじめケアマネジャー等に相談しましょう。



介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額／20万円(原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。



住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。

手続きの流れ

事前と事後に申請が必要です

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談

- ケアマネジャー等に相談します。

事前申請

- 工事を始める前に、富士見市の窓口に必要な書類を提出します。

【申請書類】

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費の見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター(2級以上)に作成を依頼したもの
- 住宅の所有者の承諾書
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)
- 改修前の状態を確認できる写真(日付入り)
改修後の完成予定の状況がわかるように作成
- 改修後の完成予定の状況がわかる図面
平面図または簡単な図を用いたもの
- サービス担当者会議の要点の写し
(ケアプランがある方)

- 富士見市から(介護予防)住宅改修費承認(不承認)通知を送付しますので(事前申請から概ね1～2週間程度)確認してから工事を着工してください。

工事の実施・支払い

- 改修費用を事業者に行った全額支払います。

事後申請

- 富士見市の窓口で支給申請のための書類を提出します。

【申請書類】

- ・改修後の写真(日付入り)
- ・工事費の内訳書(工事内容に変更がある場合)
- ・領収書(利用者宛のもの)の写し
- ・委任状(振込先が利用者名義と異なる場合)

支給

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

総合事業 自分らしい生活を続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**サービス・活動事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

サービス・活動事業

一般介護予防事業

総合事業の ポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**サービス・活動事業**を利用できます。
- **サービス・活動事業**のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）

総合事業を 利用するには

まずは、高齢者あんしん相談センターまたは、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。



☑ 基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- | |
|--|
| ☐ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか |
| ☐ 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか |
| ☐ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか |
| ☐ 週に1回以上は外出していますか |
| ☐ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか |

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活を続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。



生活機能の低下が気になったら高齢者あんしん相談センターに相談しましょう。

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。



サービス・活動事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。

対象者

- 要支援1・2の方
- 基本チェックリストにより事業対象者となった方



介護予防 ケアマネ ジメント

高齢者あんしん相談センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。



訪問型 サービス

掃除、洗濯などの日常生活上の訪問型のサービス。地域住民が主体となったボランティアによるゴミ出しなどの支援から、介護事業者による、以前の介護予防訪問介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



通所型 サービス

機能訓練や集いの場など通所型のサービス。地域住民が主体となった体操や運動等のサービスから、介護事業者による、以前の介護予防通所介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気で生きいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室（介護予防教室）などを実施します。

対象者

65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方

介護予防教室の例

【はつらつ教室】

- マシントレーニング
- 体操 など

フレイル予防に取り組む教室です。



【ウォーキング教室】

ウォーキングの基本を学び仲間と一緒に継続できるように取り組む教室です。



【ふじみパワーアップ体操】

バランス力や筋力アップの体操です。公民館や集会所などで実施しています。



その他の地域支援事業

● 高齢者の権利を守ります

総合事業のほかに地域支援事業として、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

次のようなお悩みは、**高齢者あんしん相談センター**にご相談ください。

預貯金通帳や財産の
管理が自分では
不安になってきた

悪質な商法によって
高額な買い物を
させられた

介護サービス事業者の
対応に不満を訴えても
改善されない



など

高齢者あんしん相談センターのご案内

● 高齢者の総合相談窓口です

高齢者あんしん相談センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。地域で暮らすみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。



認知症のケアや困りごとなどのご相談は、お住いの地域の**高齢者あんしん相談センター**（裏表紙参照）へお問い合わせください。

高齢者あんしん相談センターはこのような支援や相談を行っています

**介護予防を
応援します！**

要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



**さまざまな
問題に
対応します！**

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。



**高齢者の
権利を
守ります！**

高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売による被害の防止などの権利擁護を行います。



**充実した
サービスを
提供するために
支援します！**

ケアマネジャーへの指導・助言や医療機関など、関係機関との調整を行います。



**積極的に
ご利用
ください**

介護予防の
お手伝い

地域の
ネットワーク
づくり

みなさんの
権利を守る!!

高齢者あんしん相談センターのスタッフ

主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士を中心に構成されています。

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています（下表）。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額（1カ月）のめやす

要介護度	支給限度額 (単位)	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
事業対象者	5,032	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 1	5,032	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	10,531	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	16,765	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	19,705	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	27,048	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	30,938	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	36,217	36,217円	72,434円	108,651円

例 要介護 1 (1割負担)の方が、
175,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は

←実際に利用した金額 175,000円→

←支給限度額 167,650円→

1割負担 16,765円 + 支給限度額を超えた分 7,350円 = 利用者負担額 24,115円

○上記金額は、1単位10円の金額です。実際の自己負担額は、地域や利用したサービスにより異なります。

■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
 - 居宅介護住宅改修
 - 居宅療養管理指導
 - 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
 - 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

介護 公表 検索



介護サービス情報公表システム
二次元バーコード

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額（1日あたり）

居住費（滞在費）				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円* (915円)	1,445円

変更ポイント

Ⅱ型介護医療院などの一部の多床室において、室料が徴収されます。（令和7年8月から）

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※令和7年8月より、室料が徴収される場合は697円になります。

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

● 給付を受けるには、富士見市への申請が必要です。

変更ポイント

★令和7年8月より80.9万円に変更されます。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況※1		預貯金等の資産※2の状況	居住費（滞在費）				食費
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設
1	生活保護受給者の方等		要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
2	世帯全員が住民税非課税	高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
3-①		前年の合計所得金額+年金収入額が80万円* 以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
3-②		前年の合計所得金額+年金収入額が80万円* 超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]
3-③	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円* 超の方		単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。

※2 【預貯金等に含まれるもの】 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

* 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

* 事実と異なる申告により特定入所者介護サービス費の給付を受けた場合は、3倍の額を返還していただくことになります。

* ここでの合計所得金額は、公的年金に係る雑所得を控除した額です。

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、富士見市への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満 (年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円★以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの公的医療保険（後期高齢者医療を含む）の両方を利用して、介護と医療の年間の自己負担額※¹が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

- 給付を受けるには、富士見市への申請が必要です。申請の担当窓口は保険年金課です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる公的医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

※¹ 介護保険と公的医療保険のそれぞれの月額の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して計算します。

介護と医療の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

区分	限度額
基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療の被保険者

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
低所得Ⅱ 住民税非課税世帯	31万円
低所得Ⅰ 住民税非課税世帯で、世帯員全員に所得がない世帯(公的年金控除額を80万円※ ³ として計算)	19万円※ ²

※² 介護サービスの利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険からの支給は表の基準で算出され、介護保険からの支給は「世帯で31万円」で計算されます。

※³ 令和7年8月より80.67万円に変更されます。

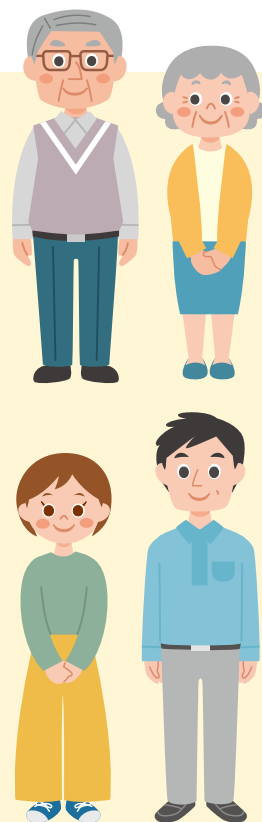
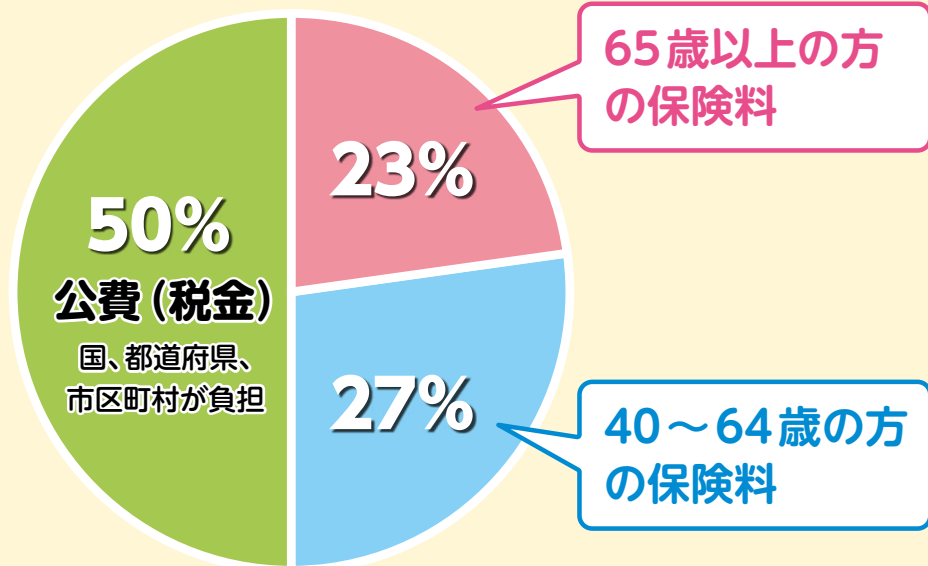
社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費（税金）」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。

介護保険料はきちんと納めましょう。

介護保険の財源の内訳（令和6～8年度）

（このほかに利用者負担分があります）



65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

富士見市で必要な
介護保険サービスの
総費用



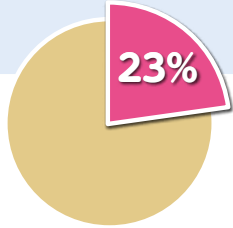
65歳以上の方の
負担分 23%



富士見市に住む
65歳以上の方の
人数



基準額（年額）
69,600円



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。

介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

あなたの介護保険料を確認しましょう

富士見市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **69,600円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、15段階に分かれます。

● 所得段階別介護保険料

段階	対象者区分			保険料率	年間保険料
第1段階	世帯全員が 住民税非課税で、	かつ、前年の課税 年金収入（障害年 金や遺族年金は含 みません）と前年 の合計所得金額 （公的年金収入に 係る雑所得を除き ます）の合計が	80.9万円以下	0.285	19,800円
第2段階			80.9万円を超え、 120万円以下	0.485	33,700円
第3段階			120万円を 超える	0.685	47,600円
第4段階	世帯員に住民税課税者がい るが、被保険者本人は住民 税非課税で、	に係る雑所得を除き ます）の合計が	80.9万円以下	0.900	62,600円
第5段階			80.9万円を 超える	1.000	69,600円 （基準額）
第6段階	被保険者本人が 住民税課税で、 前年の合計所得金額が	120万円未満	1.152	80,100円	
第7段階		210万円未満	1.300	90,400円	
第8段階		320万円未満	1.488	103,500円	
第9段階		420万円未満	1.695	117,900円	
第10段階		520万円未満	1.874	130,400円	
第11段階		620万円未満	2.075	144,400円	
第12段階		720万円未満	2.267	157,700円	
第13段階		800万円未満	2.448	170,300円	
第14段階		1,000万円未満	2.704	188,100円	
第15段階		1,000万円以上	3.000	208,800円	

・合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここでの合計所得金額は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を除外した金額を用います。なお、生活保護等受給者は所得に関わらず第1段階です。

・第1段階から第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、当該給与所得の額(所得金額調整控除の適用がある場合は、控除前の金額)から10万円を控除して得た額を給与所得として計算します。

65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）の分から納めます。

納め方は受給している年金^{*}の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

^{*}受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。

普通徴収

年金が年額 **18万円未満**の方

→ **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます



- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 富士見市から納付書を送付しますので、取扱金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

手続き

- ① 介護保険料の**被保険者証**、**通帳**、**印かん（通帳届出印）**を用意します。
- ② 取扱金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、通常、申込日の翌月からになります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引落しできない場合があります。

市役所窓口にて、キャッシュカードと暗証番号入力での申込みも行えます（ペイジー口座振替受付サービス）。

市役所のホームページからWeb口座振替受付サービスによる申込みも行えます。

口座振替が便利ね



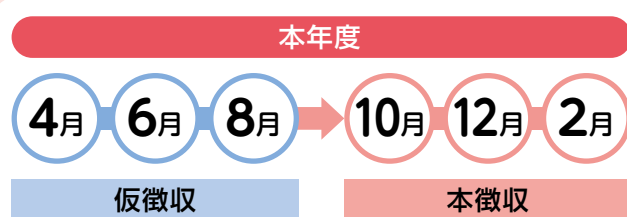
特別徴収

年金が年額 **18万円以上**の方

→ 年金から **【天引き】**になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め（仮徴収）、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。



- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から介護保険料が天引きになります。



こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年度途中で65歳になった
- 介護保険料が減額になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年金が一時差止めになった

など

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



納期限を過ぎると

督促が行われます。**延滞金が徴収**される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。申請によりあとから保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げられることや、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費・市町村特別給付などが受けられなくなる**ことがあります。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は富士見市役所高齢者福祉課までご相談ください。（減免や猶予が受けられる場合があります。）

40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
 国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援金等分と介護納付金分を合わせて、世帯主が納めます。
 職場の健康保険に加入している方*	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。 *社会保険加入者が65歳以降も引き続き社会保険に加入する場合、配偶者分の介護保険料が給料から天引きされることがありますが、二重納付ではありません。	医療に充てる基本保険料・後期高齢者支援金等に充てる特定保険料と介護保険料を合わせて、給与から天引きされます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

● 富士見市内の居宅介護支援事業所一覧

(令和7年6月1日現在)

	事業所名	所在地	電話番号
1	ケアマネジャー事務所 サーバント富士見	ふじみ野東4-16-7	049-269-3661
2	居宅介護支援事業所あおい糸	羽沢2-5-45	049-256-9165
3	富士見市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	鶴馬1932-7	049-254-0747
4	居宅介護支援事業所 ふじみ苑	鶴馬3360-1	049-251-8985
5	ニチイケアセンター鶴瀬	鶴馬1-26-7	049-268-0181
6	あずみ苑みずほ	鶴馬3-8-2	049-268-0265
7	居宅介護支援センターえぶりわん鶴瀬Nisi(ニシ)	鶴瀬西2-8-25	049-253-5338
8	ケアプランセンターにじいろ	鶴瀬西3-14-4	049-265-5945
9	支援センターむさしの	南畑新田16-1	049-255-6502
10	居宅介護支援事業所 つなぐ	関沢3-38-29 フィオーレ関沢101号室	049-293-4371
11	支援センターひだまりの庭むさしの	水子1882-1	049-268-5015
12	居宅介護支援事業所 あやか	水子4694-3 アメニティみずほ台101号室	049-293-8085
13	ふじさくら居宅介護支援事業所	水谷東1-28-1	049-268-3111
14	コープみらい富士見介護センター	東みずほ台3-24 コープみずほ台店2階	049-265-8101
15	富家在宅支援センター富士見	西みずほ台1-2-4 アジュールみずほ台103号	049-257-4235
16	福祉NPOグループみずほ	西みずほ台3-3-11 ハイツみずほ台104号	049-268-5333
17	居宅介護支援事業所すてっぷ	針ヶ谷1-9-6	049-265-5963
18	ケアマネジャー事務所サーバントふじみ・みよし	針ヶ谷1-10-9 西ハイツ106	049-268-3001

● 富士見市内の小規模多機能型居宅介護事業所一覧

(令和7年6月1日現在)

	事業所名	所在地	電話番号
1	ニチイケアセンター鶴馬	鶴馬3234-1	049-268-1851
2	関沢みずほ苑	関沢3-23-41	049-256-7422
3	えぶりわん鶴瀬Nisi(ニシ)	鶴瀬西2-8-25	049-265-7714
4	ひだまりの庭むさしの	水子1882-1	049-275-6300

*小規模多機能型居宅介護とは、利用者の必要性に応じ、「通い」「泊まり」「訪問」という3つのサービスを組み合わせて提供してもらう介護サービスです。

● 富士見市内の有料老人ホーム等一覧表

(令和7年6月1日現在)

事業所名	所在地	電話	介護付き 有料老人ホーム (特定施設入居 者生活介護)	住宅型 有料老人ホーム
1 イリーゼふじみの	羽沢3-14-15	049-252-6141	●	
2 ベストライフふじみ野	上沢1-19-15	049-268-0031	●	
3 リアンレーヴみずほ台	水子4922-1	049-255-1191	●	
4 ウェルガーデンみずほ台	水子5055-1	049-275-0707	●	
5 みんなの家・みずほ台	東みずほ台2-15-13	049-268-0080	●	
6 イリーゼふじみ野・別邸	ふじみ野東3-10-10	049-278-2012	●(サ高住)	
7 志木シルバーハイツ 第一・第二	針ヶ谷1-16-9	049-252-2515	●	
8 羽沢ナーシングホーム	羽沢3-1-27	049-293-8122	●	○
9 ふじさくら有料老人ホーム	水谷東1-28-1	049-275-7007		○
10 みつばメゾン富士見上沢	上沢2-2-32	049-293-9373		○

※「サ高住」はサービス付高齢者向け住宅の届出がある施設です。○は介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームです。

● 富士見市内の介護保険サービス提供事業所

(令和7年6月1日現在)

	事業所名	所在地	電話	居宅サービス										施設サービス	
				訪問介護	訪問看護	通所介護	認知症通所介護	通所リハ	短期入所	定期巡回	小規模多機能	認知症共生生活介護	老人福祉施設	老人保健施設	
1	あおい系	羽沢1-31-6 スカイマンション藤205	049-265-3211	●											
2	オアシス24ふじみ	鶴馬1-17-28 FOR YOU103号室	049-203-1165	●											
3	けあビジョン鶴瀬	鶴瀬東1-6-25 大曾根店舗B	049-268-7130	●											
4	ケアサポート アクト	鶴瀬東2-19-12 メイプルタウンⅡ213号室	049-215-9153	●											
5	ニチケアセンター富士見	鶴瀬西2-12-38	049-268-5260	●											
6	あざみ野在宅介護サービス	ふじみ野東1-15-3 ドレイクふじみ野303号	049-261-6971	●											
7	コープみらい富士見介護センター	東みずほ台3-24 コープみずほ台店2階	049-265-8102	●											
8	ニチケアセンターみずほ台	西みずほ台2-13-7 ペアーマンションB-1	049-268-6310	●											
9	福祉NPOグループみずほ	西みずほ台3-3-11 ハイツみずほ台104号	049-268-5333	●											
10	スプラウト介護ステーション	西みずほ台3-10 みずほ台団地10-1-104	070-9096-5556	●											
11	ふじさくら訪問介護	水谷東1-28-1 さくら記念病院内	049-268-6080	●											
12	訪問介護いまこの陽	水谷東2-30-19 3階	048-474-9131	●											
13	訪問ナースステーションわたぼうし	勝瀬739-1	049-264-1511		●										
14	ふじさくら訪問看護ステーション	水谷東1-28-1 さくら記念病院内	049-268-3070		●										
15	ほほえみ	貝塚2-20-6	049-293-9677	●	●										
16	ライフケア訪問看護 リハビリテーションふじみ	東みずほ台2-5-6 マロンストリームⅡ105号室	049-275-8888		●										
17	Moana(モアナ)訪問看護 リハビリステーション	東みずほ台2-19-3 ヴィラセブン303	049-257-6572		●										
18	訪問看護ステーション デューン富士見	西みずほ台3-2-11	049-293-8148		●										
19	訪問看護ステーション ストレングス	西みずほ台3-11-10 シャルルみずほ2F B	049-265-5641		●										
20	あおい系訪問看護ステーション	羽沢1-31-6 スカイマンション藤205号室	049-293-1910		●										
21	訪問看護ステーションあやめ富士見	西みずほ台3-11-10 シャルルみずほ403号室	049-293-9924		●										
22	けやき訪問看護ステーション	羽沢2-16-7	049-270-9070		●										
23	地域生活訪問看護 えん	西みずほ台1-4-8 リュバンドールⅡ102号室	049-293-7453		●										
24	通い処三四五(ミヨイ)	諏訪2-5-9	049-268-3055			●									
25	The DS(ザ ディーエス)	勝瀬743-1	049-265-7561			●									
26	レッツ倶楽部鶴瀬	大字鶴馬2615-1	049-293-7633			●									
27	羽沢ナーシングホーム	羽沢3-1-27	049-293-8122			●									
28	ニチケアセンター鶴瀬	鶴馬1-26-7	049-268-0181	●		●									
29	きらめき訪問介護リハビリステーションふじみ野事業所	ふじみ野西4-10-7 富士見第7ビル3階	049-238-4777		●										
30	きらめきリハビリデイサービスつるせ	鶴馬3-31-31-101	049-293-7676			★									
31	コンパスウォーク鶴瀬東	鶴瀬東2-20-6	049-293-3430			●									
32	つるせケアセンターそよ風	鶴瀬西2-8-2 鶴瀬市街地住宅105	049-268-7116			★									
33	デイサービスだいの鶴瀬	関沢1-2-30	049-293-2288			●									
34	リハプライド・富士見	関沢2-15-31	049-257-5880			★									
35	デイサービスセンター南畑	上南畑980(東中学校内)	049-255-8840			★									
36	デイサービス凜	南畑新田138-4	049-265-8641			★									
37	GENKINEXT(ゲンキネクスト) みずほ台	東みずほ台2-8-9 みずほヘイシンハイム105号室	049-293-1048			★									
38	デイサービスかたくりの里みずほ台	東みずほ台2-15-13	049-268-0082			●									
39	デイサービスセンター みずほ台	東みずほ台3-21(みずほ台小学校内)	049-255-8845				★								
40	富士見ケアセンターそよ風	鶴馬3547-12	049-268-3880			●			●						
41	あずみ苑みずほ	鶴馬3-8-2	049-268-0265			●			●						
42	ニチケアセンター鶴馬(やわらぎ鶴馬)	鶴馬3234-1	049-268-1851								★				
43	ニチケアセンター鶴馬(ほほえみ鶴馬)	鶴馬3231-4	049-268-1850									★			
44	ニチケアセンター富士見(ほほえみ鶴瀬)	鶴瀬西2-12-38	049-268-6301										★		
45	関沢みずほ苑	関沢3-23-41	049-256-7422								★	★			
46	愛の家グループホーム富士見上沢	上沢1-20-1	049-293-4028									★			
47	特別養護老人ホーム ウィステリア鶴瀬	鶴馬2591-1	049-275-3311				★		●				★		
48	特別養護老人ホーム ハレサク	上沢1-21-38	049-265-7739						●				●		
49	特別養護老人ホーム ふじみ苑	鶴馬3360-1	049-251-1030			●			●				●		
50	特別養護老人ホーム はるな苑	勝瀬512-1	049-268-5612						●				●		
51	特別養護老人ホーム 羽沢の里	羽沢3-1-27	049-293-1333						●	★				★	
52	特別養護老人ホーム こぶしの里	上南畑2836	049-275-1000			●			●				●		
53	特別養護老人ホーム むさしの	南畑新田16-1	049-255-6102			●			●				●		
54	特別養護老人ホーム えぶりわん鶴瀬Nisi(ニシ)	鶴瀬西2-8-25	049-265-7714				★		●			★	★		
55	特別養護老人ホーム むさしの(ひだまりの庭)	水子1882-1	049-275-6300						●			★	★		
56	介護老人保健施設 葵の園・富士見	勝瀬937-3	049-256-6500						●	●				●	
57	介護老人保健施設 富士見の里	みどり野南3-1	049-275-8055						●	●				●	
58	介護老人保健施設 鶴瀬台の里	鶴瀬西2-8-32	049-253-6610						●	●				●	

※ ★は地域密着型のサービスです。富士見市の被保険者の方がご利用できます。介護保険被保険者証が他市の方はご利用できません。

● 富士見市の高齢者あんしん相談センター一覧

高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センターの富士見市における愛称)は、地域の身近な総合相談窓口として、高齢者の皆さんのさまざまな相談を受け付けています。

何か心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談受付時間 : 毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで

第1圏域 むさしの

☎ 049-255-6320

〒354-0003 富士見市大字南畑新田16-1 FAX 049-255-6601
(E-mail : hokatu@f-musashino.jp)

担当地域

東大久保、上南畑、下南畑、南畑新田、みどり野西、みどり野東、みどり野南、みどり野北、勝瀬(勝瀬町会)、ふじみ野東1～4丁目、渡戸1～3丁目、羽沢1・2丁目、ふじみ野西3丁目の一部(勝瀬町会)、大字鶴馬(渡戸東町会)

第2圏域 ふじみ苑

☎ 049-293-1168

〒354-0021 富士見市大字鶴馬3360-1 FAX 049-293-1169
(E-mail : houkatsu@fujimi-en.or.jp)

担当地域

山室1・2丁目、関沢1丁目、諏訪1・2丁目、羽沢3丁目、鶴馬1～3丁目、鶴瀬東1・2丁目、大字鶴馬(前谷町会、山室町会、諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会)

第3圏域 えぶりわん鶴瀬Nisi

☎ 049-293-8330

〒354-0026 富士見市鶴瀬西2-8-25 FAX 049-275-6600
(E-mail : takumi-hokatsu@aq.wakwak.com)

担当地域

鶴瀬西2・3丁目、ふじみ野西1～4丁目(アイムふじみ野町会)、上沢1～3丁目、勝瀬(勝瀬西町会)

第4圏域 みずほ苑

☎ 049-256-7423

〒354-0025 富士見市関沢3-23-41 FAX 049-265-7646
(E-mail : houkatsu@mizuhoen.com)

担当地域

関沢2・3丁目、針ヶ谷1・2丁目、大字針ヶ谷、西みずほ台1～3丁目、水子(針ヶ谷1丁目町会)、大字鶴馬(鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西1丁目西町会)

第5圏域 ひだまりの庭むさしの

☎ 049-268-5005

〒354-0011 富士見市大字水子1882-1 FAX 049-253-0460
(E-mail : h-hokatu@f-musashino.jp)

担当地域

水谷東1～3丁目、東みずほ台1～4丁目、貝塚1・2丁目、水谷1・2丁目、榎町、水子

問合せ先

富士見市役所 高齢者福祉課

☎ 049-252-7107 (介護保険関係)

☎ 049-252-7108 (高齢者支援関係)